

1964年3月28日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分～午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真英	6番	仲村久村
7番	稲嶺正康	8番	石田英正	9番	安里川明
10番	又吉正弘	11番	石川英正	12番	安里川明
13番	伊佐真得	15番	宮城盛昌	16番	大宮里村
17番	伊佐貞寿	19番	武島盛行	20番	仲村里村
21番	古波藏清次郎				

3. 不応招議員は次のとおりである。

14番 仲村喜永 18番 中里幸助

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋真徳	収入役	沢し安一
総務課長	松川正義	住民課長	仲村春信	民生課長	当山全喜
財政課長	奥里将俊	水道課長	国吉真義	経済課長	伊佐友誠
建設課長	島袋昌兼	消防団長	大城仁幸		

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅・島袋真由・知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 議案第1号, 1963年度宜野湾市才入才出決算認定について
 " 2. 議案第3号, 宜野湾市上水道事業拡張について。
 " 3. 議案第6号, 宜野湾市上水道事業の建設改良費を継続費とすることについて。
 " 4. 議案第4号, 起債について。
 " 5. 諮問第1号, 健康都市宣言について。
 " 6. 議案第2号, 1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定について。

1964年3月28日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分～午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛
4番	安次富盛信	5番	石川嘉川	6番	仲安村
7番	稲嶺正康	8番	石田弘	9番	安里川
10番	又吉正弘	11番	石川盛	12番	安里川
13番	伊佐真得	15番	石宮城	16番	安里川
17番	伊佐真壽	19番	武島盛行	20番	安里川
21番	古波藏清次郎				

3. 不応招議員は次のとおりである。

14番 仲村喜永 18番 中里幸助

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	具屋真徳	収入役	沢し安
総務課長	松川正義	住民課長	仲村春信	民生課長	当山全喜
財政課長	奥里将俊	水道課長	国吉真義	経済課長	伊佐友誠
建設課長	島袋昌兼	消防団長	大城仁幸		

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅・島袋真由・知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第1号, 1963年度宜野湾市才入才出決算認定について
 " 2. 議案第3号, 宜野湾市上水道事業拡張について。
 " 3. 議案第6号, 宜野湾市上水道事業の建設改良費を継続費とすることについて。
 " 4. 議案第4号, 起債について。
 " 5. 諮問第1号, 健康都市宣言について。
 " 6. 議案第2号, 1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定について。

1964年3月28日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛	雄	
4番	安次富盛信	5番	石川真大	6番	仲村春	果	
7番	稲嶺正康	8番	石田英正	9番	安里安	明	
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川昇	行	
13番	伊佐真得	15番	官城盛昌	16番	里村敏	盛	
17番	伊佐貞寿	19番	武島行男	20番	仲村盛	光	
21番	古波藏清次郎						

3. 不応招議員は次のとおりである。

14番 仲村喜永 18番 中里幸助

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村容勝	助役	具屋真徳	収入役	沢し安一
総務課長	松川正義	住民課長	仲村春信	民生課長	当山全喜
財政課長	奥里将俊	水道課長	国吉真義	経済課長	伊佐友誠
建設課長	島袋昌兼	消防団長	大城仁幸		

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅・島袋真由・知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 議案第1号, 1963年度宜野湾市才入才出決算認定について
" 2. 議案第3号, 宜野湾市上水道事業拡張について。
" 3. 議案第6号, 宜野湾市上水道事業の建設改良費を継続費とすることについて。
" 4. 議案第4号, 起債について。
" 5. 諮問第1号, 健康都市宣言について。
" 6. 議案第2号, 1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定について。

日程第7. 議案第5号, 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入
才出追加更正予算について.

” 8. 決議案第2号, 議会議員の本土研修派遣について.

” 9. 決議案第1号, 講和発効前補償問題の早期解決方について

9. 会議の~~終~~末

議 長 ~ 出席議員18名であります。市町村自治法第53条の規定により議
会は~~終~~成立いたしますので、只今より本日(第4日目)の会議を
開きます。(午前10時45分)

議 長 ~ 暫休憩いたします。(午前10時46分)

議 長 ~ 再開いたします。(午前10時56分)

議 長 ~ 第1番目にある所の議案第1号, 1963年度宜野湾市才入才出決
算認定についてを議題といたします。
本案は先に財政委員会の方に付託してありましたが、委員会か
ら報告書が参いっておりますので、一応事務局長をして朗読せしめ
ます。

議 長 ~ 財政委員長の報告を求めます。

財政委員長 ~ 宜野湾市才入才出決算認定について財政委員会に付託案件とし
て何にされまして3月18日全委員の出席による慎重審査し
た結果、決算認定の着眼点といたしまして結局予算執行の
正にこれが執行されたかどうか、また前年度の予算執行の
度合であつたかどうか、或はまた前年度の予算執行の反省
して更にもつたかどうかが、この才入面につきまして、この
入つたかどうか、或はまた同じ才入面におきましても補助金
トを求めてやつたのであります。才出におきましては、い
が適正にこれが行われているかどうか、或はまた不用額が
これに対する詳細なる理由、そのいつた所の検討をいた
ます。また才入減に対する才出の適正、或はまたこの才出
政効果がどの程度もたれたかどうか、こういつた様な検
流用が適正に行われているかどうか、その次に違法行為
かどうか、こういつた様な才入才出面における所、い
眼点、ポイント、中心点におきまして慎重に審査した
す。会計監査委員の報告にもよりますが、こういつた
また各項目によつて必要なる場合は、資料を提出せしめ
慎重に審査をしようとするにしようとするにしようとする
書類の面、こういつた所は然ミますが、スミスミに
ますけれども、その他の点につきましては、非常不備の

日程第7. 議案第5号, 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入
才出追加更正予算について.

” 8. 決議案第2号, 議会議員の本土研修派遣について.

” 9. 決議案第1号, 議和発効前補償問題の早期解決方について

9. 会議の概況

議長～出席議員18名であります。市町村自治法第53条の規定により議
会は成立いたしますので、只今より本日(第4日目)の会議を
開きます。(午前10時45分)

議長～暫休憩いたします。(午前10時46分)

議長～再開いたします。(午前10時56分)

議長～第1番目にある所の議案第1号, 1963年度宜野湾市才入才出決
算認定についてを議題といたします。

本案は先に財政委員会の方に付託してありましたので、委員会か
ら報告書が参っておりますので、一応事務局長をして朗読せしめ
ます。

議長～財政委員長長の報告を求めます。

財政委員長～宜野湾市才入才出決算認定について財政委員会に付託案件とし
て何にされましたが3月18日全委員の出席によつて慎重に審査し
た結果、決算認定の着眼点といたしまして結局予算が議決通りに適
正にこれが執行されたかどうか、また予算執行の効果がどの程度
の度合であつたかどうか或はまた前年度との予算執行に対する反省も
して更にまた特に才入面につきまして、この才入が予算通りに入つ
ているかどうか或はまた同じ才入面におきましても補助金はどの位
入つたかどうか起債の状況さういふように才入の審査に対するポイント
を求めてやつたのであります。才出におきましてはいわゆる支出
が適正にこれが行われているかどうか或はまた不用額がでて
いるがこれに対する詳細なる理由、さういつた所の検討審査したのであり
ます。また才入減に対する才出の適正或はまたこの才出が實際に行
政効果がどの程度もたれたかどうか、さういつた様な検討或はまた
流用が適正に行われているかどうか、その次に違法行為はなかつた
かどうか、さういつた様な才入才出面における所の、いふならば着
眼点、ポイント、中心点におきまして慎重に審査した訳でございます
。会計監査委員の報告にもよりますが、さういつた様な資料も見
また各項目によつて必要な場合は当局をして資料を提出せしめて、
慎重に審査をしたさういふふうにしましたが結局金銭上の面証ひよう
書類の面、さういつた所は全然ミスがなくスムーズに行われており
ますけれども、その他点につきましては非常に不備の点、不備

すべき点多々あつたのであります。それでは議案の内容につきま
しては63年度の一般会計の決算認定であります。こういふ過
に審査そのものが去つた3月18日から21日までここに経過
もありません。審査については別段支障もなかつたのでありま
す。審査の方法といはしめては当局から市長、総務課長、財政課
長、建設課長の出席を求めましてその項目必要に応じての質疑、或
は資料を提出させまして審査したのであります。この報告書にもあ
りまらずに審査に対する、この審査の結果に対する理由がここに明
らかなつておりますが、つまり不法性に該当する支出行為が認め
られたのではあるが、原則としては不法性があるのを認めないで
あるんだが、然し当局が今後こういつた様な良心的な道義的な立
場からは善処するであらうというところで本委員会としましては、こ
れは認定したのではないかと留保した少数意見はあります。でし
た。付帯意見といはしましては一般会計の才入については申上げ
た。例毎に問題となつておりましたが、いわゆる当期の徴税業務
の非常には語へておりましたが、消極的なきりがある。もつ
と意欲を燃やして積極的に入未済に對するいはゆる滞納に對する
徴税業務に對する意欲を燃やすな。結局この欠損額、或は収入未
済が多いということ、とりもなおさず本市の今後の発展を大
くマイナスとなつて行くということは御承知の通りであります。
それでも委員会といたしまして是非この収入未済に對するところ
願をもつて引き上げてもらいたい。いふならば調定額の90%以上
も努力してもらいたいということでもあります。今度の政府補助金で
ございませうがこの決算書にもあります通り5,600ドルというものが
才入欠かなくなつております。これはよく年度におきまして事業
のものは施工されております。よく年度においてこれが入つたん
ではありますけれども予算の徑理面からいたしまして是非共この
該年度において政府補助も大きく努力をいたしまして獲得すべき
はないかというふうな委員会といたしましては決定し当局をして
これを反省せしめるといふことにしたのであります。
才出につきましてはこの報告書にもありますように第4款1項1目
に對して我々といはしめても慎重にどういふ面でこれが支出され
るかどうかということ質するたために資料の提出をお願いしたんで
あるが、この審査期間中にこの資料が資料出来なかつた。提出がなかつ
たので充分な審査が出来なかつたのであります。才出の(ロ)につ
いて(イ)(ロ)(ハ)となつておりますが(ロ)の費目の流用につ
いて、これは先程私も申し上げました様にこの費目の流用が完全
に行つていかどうかということも検討いたしましたけれども、この
件につきましても不備な点があつたのであります。才出の(ハ)の
方のこの(ハ)の第4款2項1目の22節14,509,20と相成つてお
りまますがこれは確かに議会の議決又は選挙人の投票に付すべき
營造物又は議決に付すべき契約に関する条例と市条例の第5条にはつきり

すべき点が多々あつたのであります。それれで議案の内容につきま
しては63年度の一般会計の決算認定であります。こういうふう
にして審査そのものが去つた3月18日から21日までここに経過に
もありますように、審査については別段支障もなかつたのでありま
す。審査の方法といはしましては当局から市長、総務課長、財政課
長、建設課長の出席を求めましてその項目必要に応じての質疑、或
は資料を提出させまして審査したのであります。この報告書にもあ
ります通り審査に対する、この審査の結果に対する理由がここに明
らかならなつておりますが、つまり不法性に該当する支出行為が認め
られたのではあるが、原則としては不法性があるので認めないのだ
あるんだが、然し当局が今後こういつた様な良心的な道義的な場
からして善処するであろうということでは本委員会としましては、こ
れは認定したのでございませぬ。留保した少数意見はありませぬでし
た。付帯意見といはしましては一般会計の才入については申し上げます
という不納欠損額は収入未済額につきましては、これは毎会計定
例会毎に問題になつておりますが、いわゆる当局的徴税業務その
ものが非常に語へいがありますが、消極的なきらいがある。もつ
と意欲を燃やして積極的に収入未済に對するいわゆる滞納に對する
徴税業務に對する意欲を燃やすならばより収入が入つてくるんでは
ないかというふうに考へる訳です。結局この欠損額或は収入未済が
多いということ、とりもなほせず本市の今後の繁榮、発展を大き
くマイナスになつて行くということは嚴重承知の通りであります。
それで委員会といはしまして是非この収入未済に對するところの
額をもつと引き上げてもらいたい。いふならば調定額の90%以上
も努力してもらいたいということでありませぬ。今度の政府補助金で
ございませぬがこの決算書にもあります通り5,600ドルというものが
才入欠かんになつております。これはよく年度におきまして事業そ
のものは施工されておりますが、よく年度においてこれが入つたん
ではありますけれども予算の徑理面からいたしまして是非共この当
該年度において政府補助も大きく努力をいたしまして獲得すべきで
はないかというふうな委員会といはしましては決定し当局をしてこ
れを反省せしめるといふことにしたのであります。
才出につきましてはこの報告書にもありますように第4款1項1目
に對して我々といはしても慎重にどういふ面がこれが支出される
かどうかといふことを質するために資料の提出をお願いしたんで
あるが、この審査期間中にこの資料が出來なかつた。提出がなかつ
たので充分な審査が出來なかつたのであります。才出の(□)につ
いて(イ)(□)(ハ)となつておりますが(□)の費目の流用に
ついて、これは先程私も申し上げました様にこの費目の流用が完全
に行つていふかどうかといふことも検討いたしましたけれども、この
件につきましても不満な点があつたのであります。才出の(ハ)の
方この(ハ)の第4款2項1目の22節14,509.20と相成つてお
りませぬがこれは確かに議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財
産營造物又は議決に付すべき契約に関する条例と市条例の第5条にはつき
はつき

つきりとありますが、どうもこの支出の処理が不相当であると、いわゆるいふならば不法性であるという所を充分に我々といたしまして審査いたしましてこの報告によつて当局はこの処置を充分にとるであろうということを考えましてここに報告として出したのでございます。才入才出全般的な審査を慎重にいたしました。結局結論といたしました。申上げますという何と申しましてこの市税の才入面であると思ひます。先程も申上げましたように収入未済が年々これが多くなるということになりますという事業面におきまして事業執行におきましてもスムーズに行かないということは御承知の通りであります。今後当局はこの収入未済或は不納欠損額に対しまして相当積極的な徴税意欲を出しまして活やくしてもらいたいということであり、以上才入才出につきましてかんたんでありませんが御説明申上げ御報告に委えたいと思ひます。尚御質疑がありましたら後でお答えしたいと思ひます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～休憩いたします。(午前11時20分)

議長～再開いたします。(午前11時22分)

1 番～お伺いいたします。不納欠損額の内容について御検討されましたか御説明願います。

財政委員長～この決算書には不納欠損額3,914,73ドルとなつておりますが、これはミスプリントでございます。

1 番～原案のミスプリントですか。

財政委員長～原案のミスプリントです。この数字はですね年度別に申上げますと1956年度に251,88ドル。57年度に1,189,38ドル。58年度に1,719,18ドル。合計4,160,44ドルとこうふうになつております。不納欠損額がどうふうになつたかと申しますと、この税種目には市民税、簡定資産税、事業税、不動産取得税と4つの税がございますが、結局その年度毎において当局が充分に手が回らなかつたというふうに思われるのであります。

1 番～時効によつて欠損額はたものでありますか。それとも当局の責任によつてこういふものがもたらされたものであるか。或はまた納税者が本市に住居を有しないで不納欠損額にしたものであるのか。

財政委員長～おつしやる通り本市に住居をしていたんだが、その後転出して行方が分らないとか或はその所得者の所得がそれだけの所得がなく

つきりとありますが、どうもこの支出の処理が不相当であると、いわゆるいかなれば不法性であるという所を十分に我々をいたしましては審査いたしましてこの報告によつて当局はこの処置を充分にとるであらうということを考えましてここに報告として出したのでございます。才入才出全般的な審査を慎重にいたしましたが、結局結論としたしまして申し上げますと何と申しましてこの市税の才入面であると思ひます。先程も申し上げましたように収入未済が年々これが多くなるということになりますという事業面におきましても事業執行におきましてもスムーズに行かないということは御承知の通りであります。今後当局はこの収入未済或は不納欠損額に対しまして相当積極的な徴税意欲を出しまして活やくしてもらいたいということでありまして。以上才入才出につきましてかんたんでありましてが御説明申し上げ御報告に委えたいと思ひます。尚御質疑がありましたら後でお答えしたいと思ひます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～休憩いたします。(午前11時20分)

議 長～再開いたします。(午前11時22分)

1 番～お伺いいたします。不納欠損額の内容について御検討されましたか御説明願います。

財政委員長～この決算書には不納欠損額3,914,73ドルとなつておりますが、これはミスプリントでございます。

1 番～原案のミスプリントですか。

財政委員長～原案のミスプリントです。この数字はですね年度別に申し上げますと1956年度に251,88ドル、57年度に1,189,38ドル、58年度に1,719,18ドル、合計4,160,44ドルとこういふふうになつております。不納欠損額がどういふふうになつたかと申しますと、この税種目には市民税、簡定資産税、事業税、不動産取得税と4つの税がございますが、結局その年度毎において当局が十分に手が回らなかつたといふふうと思われるのであります。

1 番～時効によつて欠損額はでたものでありますか。それとも当局の責任によつてこういふものがもたらされたものであるか。或はまた納税者が本市に住居を有しないで不納欠損額にしたものであるのか。

財政委員長～おつしやる通り本市に居住をしていたんだが、その後転出して行方が分らないとか或はその所得者の所得がそれだけの所得がたつ

て結局十分に納税が出来なかつたとかという様な、いわゆる徴税の高度の角度からしまして徴収するにも徴収がいきなかつたという様なのが多々あると思います。

- 4 番～市税の36,32%の滞納額と収入率の81,2%との関連はどうなつて
いるか。これについて御説明願います。尚又同じ附帯意見の才出で
ありますが、資料の提出がなくて審査出来なかつたということであ
りますけれどもその理由、それから次の費目の流用についての検討
云々がござりますが具体的にどういつた事実が検討なされたか、こ
れについてお伺いいたします。

財政委員長～監査委員の報告の収入額に対して収入率81,2%というもので
すか。

- 4 番～そうです。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時35分)

議 長～再開いたします。(午前11時37分)

財政委員長～充分なる資料がいきなかつたということは第4款第1項(才出)
の第1目土木費。これは結局トラックの借上げ料とかグレーンの借
上げ料とか廃油散布車の借上げ料とかいろいろあります。役所前の
工事費とか附記がなつておりますが、結局この審査期間中に是非こ
の資料を出してこの資料によつて検討して行きたいという意味で、
資料提出を求めたんでありますがこの期間中には資料の提出ができ
なかつたというので充分な審査が出来なかつたという訳であります
その次に費目の流用について検討すべきであるという事は、これは
同じく第4款の2項1目の22節委託費この問題であります。
いやいや違いますしたこれは費目の流用は、これちやありません。
費目の流用と申しますと第2款の5項の4目これは1目4目に相関
連するものであります。充分な審査をいたしました。が、研修費であ
る所の予算では今166ドル計上されておるんだが実際には研修費が
これだけでない。更にまた災害補償費としては費目存置で1ドル
計上されておりますけれども附記には損害補償費として1目から1
03ドル19セント。2目の職員更替費から20セントと合計351,11ドル
といつた様に費目を流用しておりますが、これについて検討の必要
がなかつたかどうかというのであります。

- 4 番～当局に資料の提出を要請したんだが提出できなかつた理由はどこに
あるか。資料は全然準備してなかつたかどうか、それについて当局
にお伺いいたします。
委員会としては審査のために必要な資料を求めたということですが
提出がなかつたために審査もできなかつたという報告になつており

て結局十分に納税が出来なかつたとかという様な、いわゆる徴税の高度の角度からしまして徴収するにも徴収がいきなかつたという様なのが多々あると思います。

- 4 番～市税の36.32%の滞納額と収入率の81.2%との関連はどうなっているか。これについて御説明願います。尚又同じ附帯意見の才出であります。資料の提出がなくて審査出来なかつたということでありまして、それからの理由、それから次の費目の流用についての検討云々がございまして具体的にどういつた事実が検討なされたか、これについてお伺いいたします。

財政委員長～監査委員の報告の収入額に対して収入率81.2%というものですか。

- 4 番～そうです。

議長～暫休憩いたします。(午前11時35分)

議長～再開いたします。(午前11時37分)

財政委員長～充分なる資料がいきなかつたということは第4款第1項(才出)の第1目土木費。これは結局トラックの借上げ料とかグレーンの借上げ料とか廃油散布車の借上げ料とかいろいろあります。役所前の工薬費とか附記がなっておりますが、結局この審査期間中に是非この資料を出してこの資料によつて検討して行きたいという意味で、資料提出を求めたんであります。この期間中には資料の提出ができなかつたというので充分な審査が出来なかつたという訳であります。その次に費目の流用について検討すべきであるという事は、これは同じく第4款の2項1目の22節委託費の問題であります。いやいや違います。これは費目の流用は、これぢやありません。費目の流用と申しますと第2款の5項の4目これは1目4目に相関連するものであります。充分な審査をいたしました。研修費である所の予算では今166ドル計上されておるんだが実際には研修費がこれだけでない。更にまた災害補償費としては費目存置で1ドル計上されておりますけれども附記には損害補償費として1目から103ドル19セント。2目の職員更正費から20セントと合計351.11ドルといった様に費目を流用しておりますが、これについて検討の必要がなかつたかどうかというのであります。

- 4 番～当局に資料の提出を要請したんだが提出できなかつた理由はどこにあるか。資料は全然準備してなかつたかどうか、それについて当局にお伺いいたします。
委員会としては審査のために必要な資料を求めたということですが提出がなかつたために審査もできなかつたという報告になつており

ますが、その資料が要請されなかつたか、或はまた要請されながら提出しなかつたという理由はどこにありますか。

市長～それは私の所には要請は来ておりませんでしたね。どんな資料であるのか、若し今からでも間に合うのであれば急いで出したいと思えます。

議長～暫休憩いたします。(午前11時41分)

議長～再開いたします。(午前11時45分)

市長～4款の5項政府補助金の56,000ドルのよく年度の繰越事業をやつていて、下の方には積極性を欠いていたものと慮料されるとなつておりますが、その実情を申し上げますと、この政府補助金はバツクアツプの排水工事であります。これについては私は積極的どころでない政府の仕事までもはしり回つて一生懸命にやりましたというのは、こちらで設計をして出したんだから政府の方でもそれを検討した。そして仲々その予算も出せるようになっていけるけれども、あの政府補助金は工事の引き高によつて支払われますので、~~バツク~~においての検討が非常に長引いたものですから、いろいろの修正の計算やら、そのれからその時にあそこはフタのある場合とない場合とは水圧、水の抵こうも違いますので、そこも手取りました。最も困つたのはそこには軍施設があります。軍施設内にこの普天間の排水は、私は工事の認可を得た場合にまだこんな早く軍関係の仕事で認可がこんな早くおりましたことにはない。政府の係長はいつもおつたんです。それは私が直接弁務官室の経済部長と話して笑は~~ら~~からまだ弁務官室まで回つてこないのだが約束しようというので、~~委員~~委員会も開いてもらつてそれでも一々回りくどいものですからその事業はおくなくて、よく年まで繰越して、それが完成する様になつたので、私たちがとしては非常にこれ差に対しては積極的に早く解決策をやつたことを皆さんにそれはまた実証を何するんだつたら、関係請負者にも、請負者の人にかかつてからでも何かそのあやしい、そこはいろいろケーブル線やいろんなのが入つていますので、これを切つていかどうかという様なことまでも、市が積極的にこれは早くこの工事をさせて出したらこの年度前に補助金を受けて、また引続き次の年度の事業もさせようとして~~遂~~努力をしたんで、努力しないでこの事業が繰越事業になつたと一般の市民の皆様には思われては困りますのでとにかく積極的にやつたということを申し上げます。

次のオ出について14,509,20ドルは明らかに5条の違反になると、ここにはされておりますが、これをもう少し詳しく云うと14,509,20ドルの中にはそれはどんな仕事かと云うと、建設課の仕事をするためには測量や、こそいでそこは測量せにやならんという場合に、そこの職員が足りないで請負に、そしてこれを消化させていくべきもので、それでは4,000ドル以上になつたら議会の承認を得ると

ますが、その資料が要請されなかつたか、或はまた要請されながら提出しなかつたという理由はどこにありますか。

市長～それは私の所には要請は来ておりませんでしたね。どんな資料であるのか、若し今からでも間に合うのであれば急いで出したいと思えます。

議長～暫休憩いたします。(午前11時41分)

議長～再開いたします。(午前11時45分)

市長～4款の5項政府補助金の56,000ドルのよき年度の繰越事業をやつていて、下の方には積極性を欠いていたものと懸料されるようになっておりますが、その実情を申し上げますと、この政府補助金はバックアップの排水工事であります。これについては私は積極的どころでない政府の仕事までもはしり回つて一生懸命にやりましたというのは、こちらで設計をして出したんだから政府の方でもそれを検討した。そして仲々その予算も出せるようになっていくけれども、あの政府補助金は工事の引き高によつて支払われますので、~~その~~においての検討が非常に長引いたものですから、いろいろの修正の計算やら、それからその特にあそこはフタのある場合とない場合とは水圧、水の抵り方も違いますので、そこも手間取りましたが、最も困つたのはそこには軍施設があります。軍施設内にこの普天間の排水は、私は工事の認可を得た場合にまだこんなに早く軍関係の仕事で認可がこんな早くおりましたことではないと政府の係長はいつておつたんです。それは私が直接弁務官室の経済部長と話して実は~~その~~からまだ弁務官室まで回つてこないのだが約束しようというので、~~その~~の委員会も開いてもらつてそれでも一々回りくどいものですからその事業はおくれて、よく年まで繰越して、それが完成する様になつたので、私たちとしては非常にこれに対しては積極的に早く解決策をやつたことを皆さんにそれはまた実証を何するんだつたら、関係請負者にも、請負者の人にかかつてからでも何かそのあやしい、そこはいろいろケーブル線やいろんなのが入つていますので、これを切つていかどうかという様なことまでも、市が積極的にこれは早くこの工事をさせて出きたらこの年度前に補助金を受けて、また引続き次の年度の事業もさせようとして遂に努力をしたんで、努力しないでこの事業が繰越事業になつたと一般の市民の皆様には困りますのでとにかく積極的にやつたということを申し上げます。

次のオ出について14,509,20ドルは明らかに5条の違反になると、ここにはされておりますが、これをもう少し詳しく云うと14,509,20ドルの中にはそれはどんな仕事かと云うと、建設課の仕事をするためには測量や、こそいでそこは測量せにやならんという場合に、そこの職員が足りないので請負に、そしてこれを消化させていくべきもので、それでは4,000ドル以上になつたら議会の承認を得ると

云うことになつておりますので、これにかつたのがただ1件あり
ります。これは私も気付かんで大方これが1,4509,20ドルの中の
4,170ドルの件これが後200ドルで契約がおちたら議会でまでかけ
んでよかつたんだが、これ1件これにかかるのであつて残りの10,3
30,20ドルのものは、これにはかからないようになっていところ
思うのであります。これもちやんと資料もありますので後200ドル
位でも安くできたら、そこまでもつていかんでもすぐ仕事が進めて
行かれるんですか、この関係はですねこちらが事業を執行するに非
常にやつかいな条で今すぐ進めようと思つても議にかけてから
ということになると執行の面で非常に支障を来たす様なことあり
ますので、こういうことも御検討なさつてとにかくその中には1件
それが入つておつたと、これは本当に申し訳ありません。それだけ
全部が反するものにはなつておりませんので中にもつとも14,509,
20ドルの中にはというふうにしてもらつた方が皆さんの方としては
分り易いんじゃないかと思ひます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時41分)

議 長～再開いたします。(午前11時45分)

- 5 番～先程の建設課長の説明によりますと、報告の才出について4款1項
1目に対して資料の提出がなかつたということに対する説明があり
ましたが、1度出したんだがそれに対して更に細かい点を申されま
したが、出したけれども1日おくれたという説明だつたんですが、
課長はそういうふうに私は聞いた様に思ひますがそうだつたですか

建設課長～そういうふうな。

- 5 番～そういうふうなぢやなく、そうだつたですか。
私は委員長が事由があつて欠席しておりましたので、委員長職務を
代理して私自ら建設課長に提出要請をいたしました。そこで多分土
曜日だつたかと思ひますが、はつきりおぼえておりませんが、たし
か土曜日だつたと思ひますが、そうでしたか。

建設課長～そうです。

- 5 番～結局あくる日は建設課長は引籠いて来てもらつたら自分も又週間の
行事も差支えるんじゃないかと、それは当然考慮しなければいかな
いので、あなたの方は明日はいなくてもいいから、今求めた資料は
明後日出して下さいねといつたら、明後日出します。そういうふう
に確実に約束した訳であります。然しその明後日に当る日になつて
も別に出されてもいけませんので、事務局にも連絡して見たら事務局
にも出されていなくて仕方なくその部分だけは残して他の部分にな
いわけの審査を進行して行つた訳です。その日が済んでよく日にな

云うことになつておりますので、これにかかつたのがただ1件あります。これは私も気付かんで大方これが1,4509,20ドルの中の4,170ドルの件これが後200ドルで契約がおちたら議会にまでかけんでよかつたんだが、これ1件これにかかるとあつて残りの10,330,20ドルのものは、これにはかからないよになつていこう思ふのであります。これもちやんと資料もありませんので後200ドル位でも安くできたら、そこまでもつていかんでもすぐ仕事が進めて行かれるんですか、この関係はですねこちらが事業を執行するに非常によつたいな条例で今すぐ進めようと思つても議会にかけてからということになると執行の面で非常に支障を来たす様なことがありますので、こういうことも御検討なさつてとにかくその中には1件それが入つておつたと、これは本当に申し訳ありません。それだけ全部が反するものにはなつておりませんので申にもつとも14,509,20ドルの中にはというふうにしてもらつた方が皆さんの方としては分り易いんじゃないかと思ひます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時41分)

議 長～再開いたします。(午前11時45分)

- 5 番～先程の建設課長の説明によりますと、報告の才出について4款1項1目に対して資料の提出がなかつたということに対する説明がありました。1度出したんだがそれに対して更に細かい点を申されましたが、出したけれども1日おくれたという説明だつたんですが、課長はそういうふうに私は聞いた様に思いますがそうだつたんですか

建設課長～そういうふうな。

- 5 番～そういうふうなぢやなく、そうだつたんですか。
私は委員長が事由があつて欠席しておりましたので、委員長職務を代理して私自ら建設課長に提出要請をいたしました。そこで多分土曜日だつたかと思ひますが、はつきりおぼえておりませんが、たしか土曜日だつたと思ひますが、そうでしたね。

建設課長～そうです。

- 5 番～結局あくる日は建設課長は引続いて来てもらつたら自分も又週間の行事も差支えるんじゃないかと、それは当然考慮しなければいかなので、あんたの方で明日はいなくてもいいから、今求めた資料は明後日出して下さいねといつたら、明後日出します。そういうふうに確実に約束した訳であります。然しその明後日に当りなつても別に出されてもいけませんので、事務局にも連絡して見たら事務局にも出されていないので仕方なくその部分だけは残して他の部分にいわゆる審査を進行して行つた訳です。その日が済んでよく日にな

つてもまだ気がかりだつたもんですから建設課からの資料はまだ来ないか。やはりまだ来ない。そこで一応はもうやがて来るだろうと思つて一般会計の方はその部分だけ残していわゆる審査を残して、全部終了という所までこぎつけて、然しここだけが資料がないものですから審査できないで、特別会計の方の審査に入つた訳であります。それでもまだ資料を出して来ない。然しその中に特別会計の審査も終了していわゆる報告の委託に対する審査の結論を出した訳であります。出した時にも事務局にまたその他の事務局職員にも念のためにたしかめました。やはりその時にもまだ届いていませんでした。今私が申上げたのは私が知っている範囲内のものであります。そうなりますと、只今の先程の建設課長の出したんだがけれども1日間に合わなかつたというのはどういう意味ですか。若し出したならどこに、だでいつ出したというふうに御説明願います。それとも出すために事務局の方では準備して作成してあつたんだけれどもという意味ですか。課長さんの意味は。

市長～今の何はですね。補足説明が少しあります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時49分)

議長～再開いたします。(午前11時50分)

15番～監査委員の報告について委員会としてはどういふふうにお考えですか。監査委員の報告にはほぼ完べきといふふうにしてありますが、それが報告書を見ますと不法性に該当する云々があります。これは一体どちらが正しいのかですね。

議長～暫休憩いたします。(午前11時51分)

議長～再開いたします。(午前11時55分)

15番～財政委員長さんにお伺いいたします。原則としては不認定ということになりますが、その決定した理由は認定してよろしいということですか。

財政委員長～委員会は本議案において付託された案件でありますので、慎重に審査した所が、こういう様な不法性もあつたということになれば委員会どいたしましては認定しなくてもよいといふふうには考えられます。然し財政委員会がこれが不認定になつたとしてもこの決算においては何等効力を失するということはない、然しこういうふうには審査した結果いろいろミスがあつたり違法性があつたりすること。一応附帯意見として出す。それよつて当局が今後道義的に善処し考慮するということをお考えまして委員会としては認定をしたということとであります。

つてもまだ気がかりだつたもんですから建設課からの資料はまだ来ないか。やはりまだ来ない。そこで一応はもうやがて来るだろうと思つて一般会計の方はその部分だけ残していわゆる審査を残して、全部終了という所までこぎつけて、然しここだけが資料がないものですから審査できないで、特別会計の方の審査に入つた訳であります。それでもまだ資料を出して来ない。然しその中に特別会計の審査も終了していわゆる報告の委託に対する審査の結論を出した訳であります。出した時にも事務局にまたその他の事務局職員にも念のためにたしかめました。やはりその時にもまだ届いていませんでした。今私が申上げたのは私が知っている範囲内のものであります。そうなりますと、只今の先程の建設課長の出したんだがけれども1日間に合わなかつたというのはどういう意味ですか。若し出したならどこに、だでいつ出したというふうに御説明願います。それとも出すために事務所の方では準備して作成してあつたんだけれどもという意味ですか。課長さんの意味は。

市長～今の何はですね。補足説明が少しあります。

議長～暫休憩いたします。(午前11時49分)

議長～再開いたします。(午前11時50分)

15番～監査委員の報告について委員会としてはどういうふうにお考えですか。監査委員の報告にはほぼ完べきというふうにしてありますが、それが報告書を見ますと不法性に該当する云々があります。これは一体どちらが正しいのかですね。

議長～暫休憩いたします。(午前11時51分)

議長～再開いたします。(午前11時55分)

15番～財政委員長さんにお伺いいたします。原則としては不認定ということになりますが、その決定した理由は認定してよろしいということですか。

財政委員長～委員会は本議案において付託された案件でありますので、慎重に審査した所が、こういう様な不法性もあつたということになれば委員会といたしましては認定しなくてもよいというふうに考えられます。然し財政委員会がこれが不認定になつたとしてもこの決算においては何等効力を失ふということはない、然しこういうふう審査した結果いろいろミスがあつたり違法性があつたりすること。一応附帯意見として出す、それよつて当局が今後道義的に善処し考慮するという事を考えまして委員会としては認定をしたということとであります。

15番～認定しようが、しまいが効力にはかわらないと委員会としては今後反省をするという立場を考えて認定した訳ですね。

10番～今の15番さんの質問に関連して質問いたしますが、ここで不法性に該当する才出行為が認められる。然し当局が良心的に正常な立場に戻るであろうと、その理由として挙げられておりますが、いわゆる委員会の善意の解しやくに立つての理由であるのか、それとも、当局からはつきり善意、良心的な立場で戻るといふようにおききなされたのかどうか。

財政委員長～それは委員会全員の意向であつてですね。何等当局の今後考慮を払うだろう、検討するだろうということではないんです。

1番～委員会の理由が原則としては不認定すべきであるといふふうになつておりますが、この原則として不認定と決定すべきという根拠についてもう少し具体的に御説明をお願いいたします。そういう資料を勧案したという内容についてですね。何故原則として不認定と断定するか、考え方この点について。

財政委員長～結局条例の第5条議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産营造物又は云々を適用した場合には当然違法である、だから委員会としては認定しなくても良いといふふうに解しやくされると思います。

1番～原則という資料の根拠につきましては只今のこの考え方が主体になつた訳ですか、それだけですか。それに対して原則として不認定すべき理由になるという考え方に立っている訳ですね。

財政委員長～そうです。

議長～暫休憩いたします。(午後12時)

議長～再開いたします。(午後12時15分)

3番～委員長お伺いいたします。この才入について調定額の36.32%の滞納額を出していることは、市民の納税意欲の欠如によるよりはむしろ当局の調定態勢の確立がまだなされていないためであるといふこととありますが、これについて我々は前年度から当局の要する人員も充分増員して大丈夫これだけの人員ではできないという点で前年度も増員するし、又去年も増員したと思ふんですが、今年度の税から申上げますが、現在市民税を、その状況を見た場合には9月に1日から3日付で徴税すべき令書が各部に來ているのが、2月の未で3月頃まで徴収しなさいと既に6月の令書がきています。そういう様な事をしていふ事態が私としては市民の納税意欲をずつと年度末に

15番～認定しようが、しまいが効力にはかわらないと委員会としては今後反省をするという立場を考えて認定した訳ですね。

10番～今の15番さんの質問に関連して質問いたしますが、ここで不法性に該当する才出行為が認められる。然し当局が良心的に正常な立場に戻るであろうと、その理由として挙げられておりますが、いわゆる委員会の善意の解しやくに立つての理由であるのか。それとも、当局からはつきり善意・良心的な立場で戻るというふうにおききなされたのかどうか。

財政委員長～それは委員会全員の意向であつてですね。何等当局の今後考慮を払うだろう、検討するだろうということではないんです。

1番～委員会の理由が原則としては不認定すべきであるというふうになつておりますが、この原則として不認定と決定すべきという根拠についてもう少し具体的に御説明をお願いいたします。そういう資料を勘案したという内容についてですね。何故原則として不認定と断定するか、考え方の点について。

財政委員長～結局条例の第5条議会の議決又は選挙人の投票に付すべき財産營造物又は云々を適用した場合には当然違法である。だから委員会としては認定しなくても良いというふうに解しやくされると思いません。

1番～原則という資料の根拠につきましては只今のこの考え方が主体になつた訳ですか、それだけですか。それに対して原則として不認定すべき理由になるという考え方に立っている訳ですね。

財政委員長～そうです。

議長～暫休憩いたします。(午後12時)

議長～再開いたします。(午後12時15分)

3番～委員長お伺いいたします。この才入について調定額の36.32%の滞納額を出していることは、市民の納税意欲の欠如によるよりはむしろ当局の調定態勢の確立がまだなされていないためであるということでありまして、これについて我々は前年度から当局の要する人員も充分増員して大丈夫これだけの人員ではできるといふ点で前年度も増員するし、又去年も増員したと思ふんですが、今年度の税から申上げますが現在市民税を、その状況を見た場合には9月に1日から3日付で徴税すべき令書が各部落に來ているのが、2月の未で3月頃までに徴収しなさいと既に6月の令書がきています。そういう様な事をしてる事態が私としては市民の納税意欲をずつと年度末に

になつたら、しわよせが来ますので非常に負担が重くなるのでないかと思つていますが、それについて前年度の方でも調査なされた事があるかどうかです。そういう、我々は当局の人員はこれだけで妥当だという線でも充分定員の方はあまらうんです。それにおきても又そういう面で条例通りやつてないという事態がそこに大きな理由があるのではないかと思つていますが、そこはどこに起因するのです。そういうことを御調査なされたかどうか。

財政委員長～結局おつしやる通りですね。この調定額に対する36.32%の滞納額がでているということは一番最初に私申し上げた様に毎回々々定例会毎にいつも問題になつて居る訳ですね。特に市税についての取入未済については、それであらゆる角度から検討し審査した訳であります。結局は当局の徴税業務の態勢が確立が十分にされていないというふうに云えるんじゃないかと思つてます。

3 番～それぢやそれは徴税業務の確立ということですが、それはどういう面であるかと指摘なされたか、例えば人員の不足であるとか、或は内容的に欠かんがあるとか、そういうことは御調査なりませんでしたか。

財政委員長～先申し上げましたようにですね、9月に令書を配るやつが半年後になつてから令書がくるという事例からしましてですね。結局は徴税吏員が手不足であるというふうに、いや不足というよりも手が回らないというふうにいえるんじゃないかと思つてます。

4 番～才出の13ページ3款の1項3目の特殊勤務手当が1,080,50ドル支出されておりますが、これについての御説明願います。何人分で何時間分で何日分であるか。それから良くその需要費の中の11節のバッテリーが103,70ドルになつておりますが現在もつて居る消防車が3台その内の1台は新車であります。まだ購入して間もない車のバッテリーがだめになることは考えられない。何個分でありますか、それから19ページの土木費の中の1項2目追加更正で1,432ドル追加されておりますが、不用額がほぼ同じ様な額が出されております。それについての理由、それから20ページの資料が提出されてなく充分な審査ができなかつたという費目でもあります。それを建設課長にお願いしたいと思つてます。以上御説明を願います。

議長～暫休憩いたします。(午後12時20分)

議長～再開いたします。(午後12時21分)

総務課長～職員費の特殊勤務手当でございますが、この特殊勤務には出勤と第2種ですね、それを含ままして今の何からしますと全証ひよを

になつたら、しわよせが来ますので非常に負担が重くなるのではないかと思つていますが、それについて前年度の方でも調査なされた事があるかどうかです。そういう、我々は当局の人員はこれだけで妥当だという線で充分定員の方はあまると思ふんです。それにおいても又そういう面で条例通りやつてないという事態がそこに大きな理由があるのではないかと思ふんですが、そこはどこに起因するんです。そういうことを御調査なされたかどうか、

財政委員長～結局おつしやる通りですね。この調定額に対する36.32%の滞納額がでてきているということは1番最初に私申上げた様に毎回々々定例会毎にいつも問題になつていく訳ですね。特に市税についての収入未済については、それであらゆる角度から検討し審査した訳であります。結局は当局の徴税業務の態勢が確立が十分にされていないというふうに云えるんじゃないかと思ふます。

3 番～それぢやそれは徴税業務の確立ということですが、それはどういう面であるかと指摘なされたか、例えば人員の不足であるとか、或は内容的に欠かんがあるとか、そういうことは御調査なりましたか。

財政委員長～先申上げましたようにですね、9月に令書を配るやつが半年後になつてから令書がくるという事例からしましてですね、結局は徴税吏員が手不足であるというふうに、いや不足というよりも手が回らないというふうにいえるんじゃないかと思ふます。

4 番～才出の13ページ3款の1項3目の特殊勤務手当が1,080,50ドル支出されておりますが、これについての御説明願います。何人分で何時間分で何日分であるか、それから良くその需要費の中の11節のバッテリーが103,70ドルになつておりますが現在もつてある消防車が3台その内の1台は新車であります。まだ購入して間もない車のバッテリーがだめになることは考えられない。何個分でありますか、それから19ページの土木費の中の1項2目追加更正で1,432ドル追加されておりますが、不用額がほぼ同じ様な額が出されております。それについての理由、それから20ページの資料が提出されてなく充分な審査ができなかつたという費目です。それを建設課長にお願いしたいと思ふます。以上御説明を願います。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時20分)

議 長～再開いたします。(午後12時21分)

総務課長～職員費の特殊勤務手当でございますが、この特殊勤務には出勤と第2種ですね、それを含めまして今の何からしますと全証ひようを

集めて見ませんとはつきりした概算は出せないと思いますが、10名平均の108回というふうな算定であります。それからその次のバッテリーでありますがこの消防車の場合には普通の車りようとは違ひまして消火活動、いわゆる車が止つて消火活動に入つてもバッテリーはずつとポンプ操作がありますので、使い通してあります。そういう関係で又新車の場合にはマイクがメつております。そういう様な車りよう自体の特殊性といひますかな、そういう意味で古い2台のものは取換え、それから今度はその他のものは充電ですかそういうものに支出してあります。

4 番～何個ですか。

総務課長～3個ということになります。充電は4個です。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時23分)

議 長～再開いたします。(午後12時25分)

建設課長～今の御質問の中で一寸わかりにくい点がありますが、これは3,150ドルの経費についてですか。

4 番～2目の道路新設改良費ですが更正ですね。1,432ドルの更正。更正というのはその必要に迫られてやるのが更正ですがね。追加更正というのは、然しその反面大体これと同じ額が出ているんだがこれはどう理由かということですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時26分)

議 長～再開いたします。(午後12時30分)

助役 ~私の方から御説明申しあげます。4款1項2目の道路新設改良費の方で予算において1,432ドルを追加しておりながら不履額において1,375ドル41セントを出しておる理由について御説明申し上げます。この方は当初予算における7,500ドルの方は大山の道路工事とこの方は土木課関係でございます。長田の農道工事。経済局関係の2,500ドルこの2つが見込まれておる訳であります。それから追加更正の1,432ドルの方には嘉数の農道工事。これは前年度からの持ち越しの工事完成するための追加更正予算でございます。それで経費が8,932ドルそれから前年度繰越の分として9,716ドルでございます。この方は大山の工事と赤道の工事。それに嘉数の工事。これだけ入つておりますのでございます。それで実際に使つた分につきましては大山の工事の方が1万ドル嘉数の工事が1,482,92ドル。赤道の工事が1,716ドルそれから宜野湾が1,659,45ドル。その他695,25ドルというふうになつておりますが、この方は予算の方に計上されて見込まれてなかつた分がいくらか執行されておる様になつております。

集めて見ませんとはつきりした概算は出せないと思いますが、10名平均の108回というふうな算定であります。それからその次のバッテリーでありますがこの消防車の場合には普通の車りようとは違いまして消火活動、いわゆる車が止つて消火活動に入つてもバッテリーはずつとポンプ操作がありますので、使い通してあります。そういう関係で又新車の場合にはマイクがはいついてあります。そういう様な車りよう自体の特殊性といえますかな、そういう意味で古い2台のものは取換え、それから今度はその他のものは充電ですかそういうものに支出してあります。

4 番～何個ですか。

総務課長～3個ということになります。充電は4個です。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時23分)

議 長～再開いたします。(午後12時25分)

建設課長～今の御質問の中で一寸わかりにくい点がありますが、これは3,150ドルの経費についてですか。

4 番～2目の道路新設改良費ですが更正ですね。1,432ドルの更正。更正というのはその必要に迫られてやるのが更正ですがね。追加更正というのは、然しその反面大体これと同じ額が出ているんだがこれはどう理由かということですか。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時26分)

議 長～再開いたします。(午後12時30分)

助役 ～私の方から御説明申しあげます。4款1項2目の道路新設改良費の方で予算において1,432ドルを追加しておりながら不要額において1,375ドル41セントを出しておる理由について御説明申し上げます。この方は当初予算における7,500ドルの方は大山の道路工事とこの方は土木課関係でございます。長田の農道工事。経済局関係の2,500ドルこの2ツが見込まれておる訳であります。それから追加更正の1,432ドルの方には嘉敷の農道工事。これは前年度からの持ち越しの工事完成するための追加更正予算でございます。それで経費が8,932ドルそれから前年度繰越の分として9,716ドルでございますが、この方は大山の工事と赤道の工事。それに嘉敷の工事。これだけ入つているのでございます。それで実際に使つた分につきましては大山の工事の方が1万ドル嘉敷の工事が1,482,92ドル。赤道の工事が1,716ドルそれから宜野湾が1,659,45ドル。その他695,25ドルというふうになつておりますが、この方は予算の方に計上されて見込まれてなかつた分がいくらか執行されておる様になつております

ですが、この方は長田の工事が政府の方から63年度において執行できない様なかつこうになりますので、その方のかた代りとして執行されている様になつております。それから7款の展示ほ設置費の方が300ドル予算化しておりますが、全額不用額になつている点を御説明申し上げます。この件は経済課の方で300ドル市町村事業として当初予算に計上して執行する云うふうに予算化してありましたが政府の方でも同じ様な項目の何ぞ展示ほ設置が計画されておりましたので、この方は政府の割ふりとしては当初においてはなかつたのが年度中途からして他の市町村の方で執行できないというふうな関係になりましたので宜野湾の方でこれを計画して既に実施もしつつあるんだから宜野湾にやらしてくれという何ぞ全額政府の計画による設置費の方にかた代りしたために予算消化はされないということになつておりますが実施はされておる訳であります。

4 番～この事業は実施されている訳ですか。

助 役～事業は実施されている訳ですが、然し市の予算では不用額になつて政府の予算で実施されたという事になる訳です。計画そのものは市の計画でやられている訳です。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時34分)

議 長～再開いたします。(午後12時35分)

議 長～別になければ質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

4 番～討論省略の動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶ)

議 長～只今議員より討論省略の動議が提出され所定の賛成者がありましたので動議は成立いたしました。

議 長～討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する^{討論}賛成を省略することいたします

ですが、この方は長田の工事が政府の方から63年度において執行できない様なかつこうになりますので、その方のかた代りとして執行されている様になつております。それから7款の展示ほ設置費の方が300ドル予算化しておりますが、全額不要額になつている点を御説明申し上げます。この件は経済課の方で300ドル市町村事業として当初予算に計上して執行すると云うふうに予算化してありましたが政府の方でも同じ様な項目の何で展示ほ設置が計画されておりましたので、この方は政府の割ふりとしては当初においてはなかつたのが年度中途からして他の市町村の方で執行できないというふうな関係になりましたので宜野湾の方でこれを計画して既に実施もしつつあるんだから宜野湾にやらしてくれという何で全額政府の計画による設置費の方にかた代りしたために予算消化はされないということになつておりますが実施はされておる訳であります。

4 番～この事業は実施されている訳ですか。

助 役～事業は実施されている訳ですが、然し市の予算では不用額になつて政府の予算で実施されたという事になる訳です。計画そのものは市の計画でやられている訳です。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時34分)

議 長～再開いたします。(午後12時35分)

議 長～別になければ質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

4 番～討論省略の動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶ)

議 長～只今議員より討論省略の動議が提出され所定の賛成者がありましたので動議は成立いたしました。

議 長～討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する^{討論}賛成を省略することにいたします

議 長～議案第1号1963年度宜野湾市才入才出決算認定についてを表決に付します。

議 長～委員会の報告通り認定することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので議案第1号、1963年度宜野湾市才入才出決算認定については認定することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時36分)

議 長～再開いたします。(午後12時40分)

議 長～議案撤回の文書がまいつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～日程の順に従いまして日程第9、議案第3号、宜野湾市上水道事業拡張についてを議題といたします。本案件は経工委員会に付託してありましたが、委員会より報告書がまいつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。～委員長の報告を求めます。

経工委員長～皆様方のお手許にお配りした通りでございます。この案件に対しては数日を費しましてあらゆる面から検討しましたところ、その中途において情勢の変化がございまして最早委員会としまして、該案件についてこれ以上審査する必要はないという意見がまとまりましたので、本報告書の通り本会議に返戻することに決定いたしてございます。以上御報告申し上げます。
尚かつ又議案第6号、議案第3号とも関連いたす問題でありますので当然第3号とかみ合わせて返戻すべきものと決定いたしまして、本会に返戻いたしませぬ。以上報告いたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

5 番～審査する必要はないと認めたのは情勢の変化となっておりますが、この情勢の変化の具体的内容説明をお願いいたします。

経工委員長～情勢の変化と申しますのは該問題についていろいろ研究してまいつた。その中途において水道公社においていわゆる5号線沿いの給水計画があるという情報に接しまして、そぞちやその情報の真びよう性について確認しようぢやないかという目で水道公社までも名前はたのぞいまして、向こうに行つて總裁でございまして、前はちよつと覚えておりませんが、その方ともう1人多分工務関係の方と思つておりますが、説明によりまして現在65会計年度において

議 長～議案第1号1963年度宜野湾市才入才出決算認定についてを表決に付します。

議 長～委員会の報告通り認定することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので議案第1号、1963年度宜野湾市才入才出決算認定については認定することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時36分)

議 長～再開いたします。(午後12時40分)

議 長～議案撤回の文書がまいつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～日程の順に従いまして日程第9、議案第3号、宜野湾市上水道事業拡張についてを議題といたします。本案件は経工委員会に付託してありましたが、委員会より報告書がまいつておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。～委員長の報告を求めます。

経工委員長～皆様方のお手許にお配りした通りでございます。この案件に対しては数日を費しましてあらゆる面から検討しましたところ、その中途において状況の変化がございまして最早委員会としまして、該案件についてこれ以上審査する必要はないという意見がまとまりましたので、本報告書の通り本会議に返戻することに決定いたしてございます。以上御報告申し上げます。
尚かつ又議案第6号、議案第3号とも関連いたす問題でありますので当然第3号とかみ合わせて返戻すべきものと決定いたしまして、本会に返戻いたしまわす。以上報告いたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

5 番～審査する必要はないと認めたのは状況の変化となつておりますが、この状況の変化の具体的内容説明をお願いいたします。

経工委員長～状況の変化と申しますのは該問題についていろいろ研究してまいつた。その中途において水道公社においていわゆる5号線沿いの給水計画があるという情報に接しまして、そぞちやその情報の真びよう性について確認しようぢやないかという訳で水道公社までまいつたのでございます。向こうに行つて総裁でございませうけれども名前はちよつと覚えておりませんが、その方ともう1人多分工務関係の方と思つておりますが、説明によりますと現在65会計年度において

国頭から那覇までのいわゆる送水パイプの工事が施工され、かつ6
 5年次においで5号線への給水施設の設計の予算がすでに組まれて
 いる訳です。そして該5号線にきいての工事の66会計年度において施
 工する。こういう段階にきいての工事の66会計年度において施
 工する。この工事の内容でございまして、この工事の内容でございまして、
 さいますけれども、本委員会の付託されましたところのその工事内
 容と水道公社における計画内容とがいわゆる規模こそ差あれ、この
 工事に内容においては何等変らないのであります。したがって委員
 員会が検討する上においてそこにはただ時間的なずれそのものは認
 めるけれどもその工事自体においては何等変るところはないという
 観点から、該事業が83,000余ドルという多額の起債を伴わなくち
 や出きない工事でございますので、1ヶ月を待つことによつて83,
 000余ドルという起債の必要がないという事実をつかんだことによ
 つて当然本問題を審議する必要はないと。こう認めましたので本会
 議に返戻する訳であります。

議 長～只今経工委員長より報告のあつた様に本案件は本会議に差戻したい
 という御要望がある様でございますが、御諮りいたします。

議 長～差戻しを承認するかしないかをお諮りいたします。承認することに
 御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本案は本会議に差戻すことに決定いたし
 ます。

議 長～御手許にもお配りしてあると思うんですが議案第3号、第4号、第
 6号についても提案者より議案撤回の請求がまいっておりますので
 一応事務局長をして朗読せしめます。

助 役～市長に代りまして私の方から御説明申し上げます。本案件は本市の
 水道事業につきまして5号線沿いの給水計画をいたしまして、この
 事業推進にあつては案件なつておりまして特に去年から、議会の
 問題として検討して来た所、案にございまして、今回でございまして、今回
 どうしてもこれを次年度からこれを着工もつていこうと、そしてた
 御承知の様に直野湾5号線一帯のかん害対策の一環からして、また
 水道事業の一環からして早急にそれをやつて行かなければと、何
 ぞ提案した訳でございまして、只今経工委員長の方から報告もあ
 りました様にその後にはいたしまして、審査過程におきまして、結
 ぶるとして、果して本案を提案の方で妥当であるからと、早くに
 の審議の段階において結局はかん害対策の何かからして早期にや
 ければいかないと、又全市一円の水道を早く実現させたいとい
 ても早急にやらなければいけません。然るに、面におい
 ても早急して83,000余ドルの起債をし、本年度、是非やら
 ない段階であるかという点につきまして、審議

国頭から那覇までのいわゆる送水パイプの工事が施工され、かつ65年次において5号線への給水施設の設計の予算がすでに組まれている訳です。そして該5号線への工事が66会計年度において施工する。こういう段階にきているのでございます。この工事内容でございませうけれども、本委員会に付託されましたところのその工事内容と水道公社における計画内容とがいわゆる規模こそ差あれ、この工事内容においては何等変らないのであります。したがって委員会の検討する上においてはそこにはただ時間的なずれそのものは認めるけれどもその工事自体においては何等変るところはないという観点から、該事業が83,000余ドルという多額の起債を伴わなくちや出さない工事でございませうので、1ヶ月を待つことによつて83,000余ドルという起債の必要はないという事実をつかんだことによつて当然本問題を審議する必要はないと、こう認めましたので本会議に返戻する訳であります。

議 長～只今経工委員長より報告のあつた様に本案件は本会議に差戻したいという御要望がある様でございませうが、御諮りいたします。

議 長～差戻しを承認するかしないかをお諮りいたします。承認することに御異議ございませうか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませうので本案は本会議に差戻すことに決定いたします。

議 長～御手許にもお配りしてあると思うんですが議案第3号、第4号、第6号についても提案者より議案撤回の請求がまいっておりますので一応事務局長をして朗読せしめます。

助 役～市長に代りまして私の方から御説明申しあげます。本案件は本市の水道事業につきまして5号線沿いの給水計画をいたしまして、この事業推進にあつての案件になつておりまして特に去年から議会の問題として検討していただいて来た所の案件でございまして、今回どうしてもこれを次年度からこれを着工にもつていこうと、そして御承知の様に宜野湾5号線一帯のかん害対策の一環からして、また水道事業の一環からして早急にそれを行なうべきならばという何で提案した訳でございませうが、只今経工委員長の方から報告もありました様にその後にはいたしまして、審査過程におきまして結局は、~~これは~~果して本案件提案の方が妥当であるかどうかということの審議の段階において結局はかん害対策の何からして早期にやらなければいかないと、又全市一円の水道を早く実現させる上においても早急にやらなければいかない問題であるんだが然し運営面において果して83,000余ドルの起債をして本年度、是非やらなければいかない段階であるかという点につきまして審議していただいた訳です。

が、この点につきましても結局は市の水道がプール制によつて運営される以上は結局そういつた面からしても早急にやらなければいけない問題ぢやないかとそういうふうになつておつた訳でございませぬが、然しちよう度これを審議しておる時に審議した日に皆様御承知の様タイムスの方で前日それから新報の方でよく日の新聞にりゆきゆう水道公社の全りう水道計画の方が新聞でもつて発表になつた訳でありまして、そして時期的な問題からした場合には結局そういう水道公社の計画と併せて考えた場合には尚検討する必要はないかという何で結局は新聞面だけではこれは真びよう性の方はどうかという何はありました。委員会が活動しておる時でございましてので、当局と一諸に水道公社の計画を聞いてきてからでなければといふことになりまして委員会にも特別にお願いいたしまして、一諸になつてもらつて水道公社の計画を聞いた訳でございませぬ。水道公社の計画につきましては、只今委員長さんからも説明がありました通りでありまして、この案件に盛られております時期の面からしまして結局時期的には1年そこそこの延びのずれはあると、それから規模においてはこつちのとよりはるかに上回つておると。そういうふうな計画をキヤッチいたしましたので。しからばこれに対してどうするかということについて考へて見ました場合において、自己水源をもつてやるんだつたらともかくとしまして、本市の水道事業そのものはどうしても水道公社の上水を相手としての事業でございませぬので、どうしても水道公社の事業にマツチさせて行つた方が良いんぢやないかと、それとばく大の資金をかけて1ヶ年早くやるのと又1ヶ年待つて水道公社の費用でもつて施設した何を利用すると、そういう面からした場合においては同地域の住民に対しては甚だ申訳けない何ではございませぬが、当局としましては水道公社の計画をこれから実施に向つてお願いし又協力を推進させて行く様に今後折衝を密にして早目にこの計画が実現する様にとり働かきかけを今後やるといふことからしまして今回は折角提案をして皆様の御審議をわずらわしておる訳ですが、本案件については3つとも水道事業の拡張に伴う案件でございませぬので以上の点からしまして今回の提案を撤回したいと思つてございませぬ。どうかよろしくお願いいたします

議長～本件に対する質疑を打切ることに御異議ございませぬか。

- 5 番～只今の撤回要求の理由説明は経工委員長をして報告されました66会計年度に計画されているようでございませぬが、やはり水でありませぬからには来期の会計年度(65会計年度)に特に宜野湾市の方を工事着手にまでもつていける様な、1年度事業を繰り上げるといふようにさせてもらうために水道公社に積極的に働きかける様な構想が何かありましたら承りたい。
66会計年度は向こうの計画でありますか、1ヶ年先にさせるというふうな。

助 役～この点につきましては宜野湾の5号線地域の水事情からしまして只今5番さんがおつしやられた通り66会計年度。

5 番～市のこの計画は66会計年度におけるところの実施計画でありますね、65会計年度に実施させるといふ。

助 役～この点につきましては水道公社の計画としまして新聞にも出て発表なつておりましたが、先に米国会議の方からバスマンという議員が来沖された場合に水道公社の資金として250万ドルと200万ドル計450万ドル、この方が64年度の水道公社への資金割当てでございまして、この方はかん那川の水源地の開発と、それから石川の上水場の開設、それから石川から那覇までの水道管、特にその方は安谷屋から30号線を通りましてそして熱田から与那原に至つての13号線を通つて44号線を通つて那覇に結ばれるといふふうになっておりました。その資金に当てられるものとしましては現在キヤウエイ高でございまして、それと65年度におきましては現在キヤウエイ高で等弁務官がその折衝にも行つておる様でございまして、これは水道公社事業資金として710万ドルこの方に宜野湾の5号線の水道管敷設とそれからタンクの設置の事業の計画のための予算として2万ドル組まれておる様なかつこうになつておる訳でございまして、只今5番さんがおつしやられた様に65年度においで早期にこれを実施していただく様水道公社に当つてもらえるかどうかとどういふ事でございまして、当然当局としましてはそういうふうにも今後当つて行きたいと思つておりますが、水道公社の事業計画そのものは、只今も申し上げました通り宜野湾においては65年度において調査計し、そして66年度で実施するといふことがつきりわかれておるので、これから、これが果して65年度に、66年度に実施出来るかどうかについては結局水道公社の予算そのものも関係いたしますので、こちとしてはそういうふうな折衝もして早目にやつてもらふようお願いはしてはしましても向こうは又その可能性についてはどうかといふのは今のところ見越しだについては、はつきりしないのであります。

議 長～別になければ質疑を打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打ち切ることいたします。

議 長～お諮りいたします。只今助役から説明がありました様に、また経工委員長さんの説明もありました様に理由がありますので、本事件の撤回について承認するかどうか、お諮りいたします。

議 長～撤回請求について承認するかどうか、ことに御異議ございませんか。

助 役～この点につきましては宜野湾の5号線地域の水事情からしまして只今5番さんがおつしやられた通り66会計年度。

5 番～市のこの計画は66会計年度におけるところの実施計画でありますね、65会計年度に実施させるという。

助 役～この点につきましては水道公社の計画としまして新聞にも出て発表なつておりましたが、先に米国議会の方からバスマンという議員が来沖された場合に水道公社の資金として250万ドルと200万ドル計450万ドル。この方が64年度の水道公社への資金割当てでございまして、この方はかん那川の水源の開発と、それから石川の上水場の開設、それから石川から那覇までの水道管特にその方は安谷屋から30号線を通りましてそして熱田から与那原に至つての13号線を通つて44号線を通つて那覇に結ばれるというふうになつておるをしまして、その資金に当てられるものとしてすでに交付されておる訳でございます、それと65年度におきましては現在キヤラウエイ高道等弁務官がその折衝にも行つておる様でございますが、これは水道公社事業資金として710万ドルこの方に宜野湾の5号線の水道管敷設とそれからタンクの設置の事業計画のための予算として2万ドル組まれておる様なかつこうになつておる訳でございます。只今5番さんがおつしやられた様に65年度において早期にこれを実施してもらふ様水道公社に当つてもらえるかどうかという何でございませうが、当然当局としましてもそういうふうな今後当つて行きたいと思つておりますが、水道公社の事業計画そのものは、只今も申し上げました通りに宜野湾においては65年度において調査設計し、そして66年度で実施するということのはつきりいわれておりますから、これが果して65年度に、66年度に実施出来るかどうかについては結局水道公社の予算そのものも関連いたしますので、こちらとしてはそういうふうな折衝もして早目にやつてもらふようお願いはしましても向こうは又その可能性についてはどうかという点は今のところ見越しだについては、はつきりしないのであります。

議 長～別になければ質疑を打切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることいたします。

議 長～お諮りいたします。只今助役から説明がありました様に、また経工委員長さんの説明もありました様に理由がありますので、本事件の撤回について承認するかどうか、お諮りいたします。

議 長～撤回請求について承認するかどうか、ことに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので議案第3号、宜野湾市水道事業拡張について。議案第4号、起債について。議案第6号、宜野湾市水道事業の施設改良費を継続費とすることについての3案件を撤回承認することにいたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時13分)

議 長～再開いたします。(午後3時15分)

議 長～日程の順に従いまして諮問第1号、健康都市宣言についてを議題といたします。本案件は先に経工委員会の方に付託してありましたがその審査報告がまいっておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～経工常任委員長の報告を求めます。

経工委員長～諮問第1号、健康都市宣言については本委員会に付託になりましたので、その審査の経過を御報告申し上げます。一応書面に於いて、今午事務局長をして朗読いたしました通りでございます。なるほどその内容に振られた場合、大変結構なところでございます。このわけにもあります様にローマは一日にしてならずと、そのいよいよ趣旨そのものが実現するに要するものは遠い将来のことでありまして、けれども、一応市の性格付けをするという面において賛成でございます。またその盛られた内容そのものには、それ相当の予算を伴うことがありますが、今後執行当局においては単なる空宣言に終わらず、ことなく所期の目的を達成するために、それ相当の予算化をして一日も早く目標が達成される様希望いたしまして本案件を原案を通り、一応認めて答申した訳でございます。以上御報告申し上げます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時24分)

議 長～再開いたします。(午後3時32分)

議 長～質疑がないようでありますので、本案にたいする質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございますが、省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～諮問第1号、健康都市宣言についてを表決に付します。
原案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問第1号健康都市宣言については、原案通り可として答申することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時33分)

議 長～再開いたします。(午後3時35分)

議 長～日程の順に従いまして議案第2号、1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定についてを議題といたします。本案件は先に財政委員会に付託してありましたが、委員会より報告書がまいっておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定については、本会議において付託されましたので、本委員会といたしましては慎重に審査したのでありますが、その経過を御報告申し上げます。審査の方法につきましては当局よりあらゆる資料の提供を求めると同時に助役、水道課長、の出席をお願いしまして、その資料、又この決算によつてにらみ合せながら慎重に審査したのであります。この報告にもありますようにいわゆる付帯意見といたしまして才入面において貸倒れがない様に、いわゆる貸権確保に留意をしてもらいたい。それから工事見積につきましてもあくまでもこの需者の利益の立場ですべきであると、こういう付帯意見のもとに本決算は認定するものというふうに決定したのであります。その理由としましては妥当であつたからというふうにいたしまして、審査をした様な訳であります。以上簡単ではありますが報告いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございますが、省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～諮問第1号、健康都市宣言についてを表決に付します。
原案通り可として答申することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、諮問第1号健康都市宣言については、原案通り可として答申することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後3時33分)

議 長～再開いたします。(午後3時35分)

議 長～日程の順に従いまして議案第2号、1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定についてを議題といたします。本案件は先に財政委員会に付託してありましたが、委員会より報告書がまいっておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～財政委員長の報告を求めます。

財政委員長～1963年度宜野湾市氷上水道特別会計才入才出決算認定については、本会議において付託されましたので、本委員会といたしましては慎重に審査したのでありますが、その経過を御報告申し上げます。審査の方法につきましては当局よりあらゆる資料の提供を求めると同時に助役、水道課長、の出席をお願いしまして、その資料、又この決算によつてにらみ合せながら慎重に審査したのであります。この報告にもありますようにいわゆる付帯意見といたしまして才入面において貸倒れがない様に、いわゆる貸権確保に留意してもらいたい。それから工事見積につきましてもあくまでもこの需者の利益の立場ですべきであると、こういう付帯意見のもとに本決算は認定するものというふうに決定したのであります。その理由としましては妥当であつたからというふうにいたしまして、審査をした様な訳であります。以上簡単ではありますが報告いたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

19番～付帯意見の2頁の項でございしますが、工事見積はあくまでも需要者の利益の立場でなすべきであるというふうになっておりますけれども、これが、その具体的事例についてですね。

財政委員長～この水道事業は御承知の通りあくまでも公益事業であるし、観点といたしましては、需要者の立場を考慮すべきであるということによつて、水盛もその範囲内においてすべきではないかと思われまます。この才出面にもありますが、いわゆる当初の予算額に対しまして事業執行によつてその入札差額が出たということからしましても工事水盛がやや上まわつたんじゃないかという様な事例があります関係で、なるべく需要者の利益の立場からそういうふうに水盛も算定して出した方がよろしいということでもあります。

議長～暫休憩いたします。(3時45分)

議長～再開いたします。(3時46分)

4番～若干お伺いします。才出の42ページの1款1項の3目、減価償却費であります。その減価償却費の算定の基礎ですね、それからどう理由で3,070ドルが流用になつて、そのまま不~~用~~額になつておりますが、それについて御説明願います。監査委員の審査意見書の中に貸借対照表その他損益計算書等が作成されなければならないということですが、それについてお伺いします。

財政委員長～減価償却費1,547ドルの算定の基礎と申しますと、これはいわゆる65年度からは最と明りように分るにはやはりこの商業簿記によつて処理した方が分りやすいという意味で、65年度からは商業簿記經理によつて処理をしてもらいたいというふうに当局にもお願いをしてありますが、この減価償却の1,547ドルは積立るべきではなかつたと。

議長～暫休憩いたします。(午後3時50分)

議長～再開いたします。(午後4時5分)

4番～42ページですね。元利償還金の4,200余ドルの不~~用~~額が出ておりますが、それについてどういふ理由で、この不~~用~~額が出たかですね。それについて。

財政委員長～結局これは開金に償還すべきものをですね、結局しないで事業執行するということと、この不~~用~~額が64年度に繰越されたという

議長～本案に対する質疑を求めます。

19番～付帯意見の2頁の項でございしますが、工事見積はあくまでも需要者の利益の立場でなすべきであるというふうになっておりますけれども、これが、その具体的事例についてですね。

財政委員長～この水道事業は御承知の通りあくまでも公益事業であるし、観点といたしましては、需要者の立場を考慮すべきであるということによつて、水盛もその範囲内においてすべきではないかと思われまます。この才出面にもありますが、いわゆる当初の予算額に対しまして事業執行によつてその入札差額が出たということからしましても工事水盛がやや上まわつたんじゃないかという様な事例があります関係で、なるべく需要者の利益の立場からそういうふうに水盛も算定して出した方がよろしいということであります。

議長～暫休憩いたします。(3時45分)

議長～再開いたします。(3時46分)

4番～若干お伺いします。才出の42ページの1款1項の3目、減価償却費であります。その減価償却費の算定の基礎ですね、それからどう理由で3,070ドルが流用になつて、そのまま不要額になつておりますが、それについて御説明願います。監査委員の審査意見書の中に貸借対照表その他損益計算書等が作成されなければならないということですが、それについてお伺いします。

財政委員長～減価償却費1,547ドルの算定の基礎と申しますと、これはいわゆる65年度からは最と明りように分るにはやはりこの商業簿記によつて処理した方が分りやすいという意味で、65年度からは商業簿記簿記経理によつて処理をしてもらいたいというふうに当局にもお願いをしてありますが、この減価償却の1,547ドル額は積立るべきではなかつたと。

議長～暫休憩いたします。(午後3時50分)

議長～再開いたします。(午後4時5分)

4番～42ページですね。元利償還金の4,200余ドルの不要額が出ておりますが、それについてどういふ理由で、この不要額が出たかですね。それについて。

財政委員長～結局これは開金に償還すべきものをですね。結局しないで事業執行するということで、この不要額が64年度に繰越されたという

ことになつておるんですね。

4 番～これだけの利益金が出ているのにそういうような誓約の支払金を来
年に、次年度にこれだけ繰越したという理由がどの辺にあるかです
ね。当然予算化して払うべき金は予算にとられてありますので、次
年度にもち越して払う必要はないかと思ひますが、それ
については、どういつた様な理由があつたかですね。次年度にもち
越さなければならぬというのとは。

5 番～只今の御質問にお答えします前に委員会の審査におきまして、4
番議員の御質問と同じ質問をしまして、只今委員長の説明が根
本予算に組んであつた所が、それが63会計年度中にも開きかへすべ
いのでそのまゝこれは余つておるが、猶予願ひに對して向うが受け
たいというふうな、当局に對して説明を求めました所。それには
委員としまして、当局の説明は満足ではありませんでした。その
点、その点、そこだけ委員としましては、お答えいたしまして、その
詳しい説明は助役にお願ひいたします。

助 役～今の御質問にお答えします。
この元利償還金の方で15,500ドル追加しておるが不~~償~~額として4,2
74.87出しておることでございますが。この方は当初予算の6,572
ドルは企業体として借りております。毎年の均等償還額の6,572ドル
でございます。それから15,000ドルの追加と申しますのは、この方
は起債の条件といたしまして政府からの補助金についでござい
ます。これを償還にあつてというふうな条件になつておる訳でござ
います。当初予算には単に補助金をぬきにしての年賦償還額を計上
した訳でございます。この方はどつちかと申しますと、当時水道公
社の方で整理しておつた住宅関係の方を全部市の方に移管する
というふうな、そういう何ぞ水道公社ともタイアップしまして開
きかへすというふうな、金額償還については、何とかして見合
わして、その水道公社の顧客の方を宜野湾の方できゆう取して
もらうという善処方をお願ひをしまして、じゃ計画書を出してく
れというふうな何ぞ計画書を出して、結局は21,000ドル位いか
ら補助金をその内から63年度においては15,000ドル払つてい
かからいふことになつて追加更正で15,000ドルあげておつた訳
でございます。しか水道公社からの引継ぎの方がこちらの予期
しているなかつた。即ち宜野湾にまけた全顧客の方を市の方
に移管するといふふうな、何になりましたので、尚15,000ドル
償還するといふふうな、きゆう取するといふこととは出来
ません。その点再三

ことになつておるんですね。

4 番～これだけの利益金が出ているのにそういうような誓約の支払金を来年度に、次年度にこれだけ繰越したという理由がどの辺にあるかですね。当然予算化して払うべき金は予算にとられてありますので、次年度にもち越して払う必要はないんじゃないかと思いますが、それについては、どういった様な理由があつたかですね。次年度にもち越さなければならぬというのとは。

5 番～只今の御質問にお答えします前に委員会の審査におきましても、4番議員さんの同し質問をしましたら、只今の委員長さんの説明が根本の野由であります。そこで63会計年度中に開金にかえすべく予算に組んであつた所それがもう1年延ばしてもいいというふうないわゆる、こちらからの懸念猶予願いに対して向うが受け入れたのでそのままこれは余つておる訳ですが、それを何故それじや需要者はいるのに何故使わなかつたか。その方面に何故支出しなかつたかというふうな、当局に対して説明を求めました所、それに対しては委員会としても当局の説明は満足ではありませんでした。その点だけ、その点そこだけ委員会としては、お答えいたしまして、その詳しい説明は助役をお願いいたします。

助 役～今の御質問にお答えします。

この元利償還金の方で15,500ドル追加しておるが不要額として4,274,87出しておることでございますが、この方は当初予算の6,572ドルは企業体として借りております。毎年の均等償還額の6,572ドルでございます。それから15,000ドルの追加と申しますのは、この方は起債の条件といたしまして政府からの補助金については、金額これを償還にあてるといふような条件になつておる訳でございますが当初予算には単に補助金をぬきにしての年賦償還額を計上してあつた訳でございます。この方はどつちかと申しますと当時水道公社の方が統理しておつた住宅関係の方を全部市の方が移管するということについてはどうしても、そこに資金の裏付けがなければ移管出来ない、そういう何で水道公社ともタイアップしまして開金の方に補助金の金額償還については、何とかして見合わせてもらつて、そして水道公社の顧客の方を宜野湾の方できゆう取してもらふようにうという善処方のお願いをしまして、じや計画書を出してくれといふふうな何で計画書出して、結局は21,000ドル位いかに補助金をその内から63年度においては15,000ドル払つていからといふふうになつて追加更正で15,000ドルあげておつた訳でございます。しかし水道公社からの引継ぎの方がこちらの予期していなかつた。即ち宜野湾市における全需要者を市の方に移管するとそういうふうな何になりましたので。尚15,000ドル償還するといふふうにはしておきましたものの一ヶ年の予算ではどうしても水道公社の顧客を全部きゆう取するといふことは出来ませんので、その点再三再度にわた

つて水道公社とタイアップしまして開金の方に尚補助金の返済の額を考慮してもらいたいという申し入れをしまして、こちらから正式に文書でもつてやつてあります。向こうとしては返すべき金額は返して又借りた方がいいんじゃないかというふうなことを云つておつた訳でございますが、もち論理的にそういうふうになりませぬのであります。しかしこつちとしては水道公社の切りに変えの方は着々事業化として進めておりましたので、金そのものにおいては結局手持の方がないと、そういうふうな何かして又水道公社をお願いして、再度開金の方に何しましたら、結局はじやその内から結局21,000ドルいくらかの補助金の内、あと10,500ドルだけ残つて、残りの方は払つていいということに口頭でなりました。結局今先の給水施設において不~~用~~額を出したのも結局年度未ぎりぎりになつて、向こうから口頭でいいというふうになりましたので、事業の方も出来ずに又返済の方も不~~用~~額に回した様な~~持~~好でありまして、追加更正の15,000ドルから結局は、あと10,500ドルだけ残して水道公社の方に支払われた関係で4,500ドルいくらかの不~~用~~額が出ている訳でございます。

4 番～43ページの2款1項2目、賃金であります。1,352ドルについて御説明願います。この1,352,56ドルの人夫賃になつておりますがどういつた様な人夫賃であるかですね。

財政委員長～委員会といたしましては、この面までは見なかつたんであります。付記の通り給水工事人夫賃だということ、この点じや詳細にわたつては1ツ助役から御説明してもらいます。

助 役～私の方から變つて御説明申しあげます。この方は給水工事のための臨時人夫賃というふうになっておりますが、結局現在一組の工事を含んで回した。この方は1組の内に4名でやつております。この4名の内結局1人は職工が回つてやつておりますが、他の方は企業体のあり方からして、定数化するよりも臨時の方でやつた方がいいんじゃないかという何んで、これは事業当初から職工の方は2人おいて、そして他の方は全部臨時にこの方でやつておりますので、その人夫賃というふうになっております。

4 番～何名ですか。

助 役～3名であります。

議 長～大体質疑もつきた様であります。質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

つて水道公社とタイアップしまして開金の方に尚補助金の返済の額を考慮してもらいたいという申し入れをしまして、こちらから正式に文書でもつてやつてありますですが、向こうとしては返すべき金額は返して又借りた方がいいんじゃないかというふうなことを云つておつた訳でございますが、もち論理的にそういうふうになりますのでありますが、しかしこつちとしては水道公社との切り交えの方は着々事業化として進めておりましたので、金そのものにおいては結局手持の方がないと、そういうふうな何からして又水道公社にお願いして、再度開金の方に何しましたら、結局はじやその内から結局21,000ドルいくらかの補助金の内、あと10,500ドルだけ残つて、残りの方は払つていいということに口頭でなりまして、結局今先の給水施設において不要額を出したのも結局年度未ぎりぎりになつて、向こうから口頭でいいというふうになりましたので、事業の方も出来ずに又返済の方も不要額に回した様な格好でありまして、追加更正の15,000ドルから結局は、あと10,500ドルだけ残して水道公社の方に支払われた関係で4,500ドルいくらかの不要額が出ている訳でございます。

4 番～43ページの2款1項2目、賃金であります、1,352ドルについて御説明願います。この1,352,56ドルの人夫賃になつておりますがどういつた様な人夫賃であるかですね。

財政委員長～委員会といたしましては、この面までは見なかつたんでありますが、付記の通り給水工事人夫賃だということ、この点じや詳細にわたつては1ツ助役から御説明してもらいます。

助 役～私の方から委つて御説明申しあげます。この方は給水工事のための臨時人夫賃というふうになつておりますが、結局現在一組の工事を含んで回した。

この方は1組の内に4名でやつておりますが、この4名の内結局1人は職工が回つてやつておりますが、他の方は企業体のあり方からして、定数化するよりも臨時の方でやつた方がいいんじゃないかという何んで、これは事業当初から職工の方は2人おいて、そして他の方は全部臨時にこの方でやつておりますので、その人夫賃というふうになつております。

4 番～何名ですか。

助 役～3名であります。

議 長～大体質疑もつきた様であります、質疑を打切ること、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～議案第2号、1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定についてを表決に付します。
委員会案通り承認することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、委員会案通り承認することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時14分)

議 長～再開いたします。(午後4時19分)

議 長～日程の順に従いまして継続審議になりました議案第5号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正についてを議題といたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時20分)

議 長～再開いたします。(午後4時21分)

5 番～追加更正予算案でございますが、収入はこれは減でしょうな。増して更正するというのはうなずけるんですが、この減るというふうな予想して更正した理由を1ツ御説明願います。

助 役～この方は付記の方にも説明してあります通りに、当初予算におきましては、63年の10月に高良住宅地域の方を水道公社から引き継ぐんだというふうにやつておりましたが、先きから申し上げます様に資金関係の何からしまして、結局水道公社との、この引き継ぎ関係が64年の1月にのびたために、これだけの減というふうになっておりますが、この方は第3回の追加更正をやるに当りまして、資

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることにいたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～議案第2号、1963年度宜野湾市上水道特別会計才入才出決算認定についてを表決に付します。
委員会案通り承認することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、委員会案通り承認することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時14分)

議 長～再開いたします。(午後4時19分)

議 長～日程の順に従いまして継続審議になりました議案第5号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正についてを議題いたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時20分)

議 長～再開いたします。(午後4時21分)

5 番～追加更正予算案でございしますが、収入はこれは減でしような。増して更正するというのはうなずけるんですが、この減というふうな予想して更正した理由を1ツ御説明願います。

助 役～この方は付記の方にも説明してあります通りに、当初予算におきましては、63年の10月に高良住宅地域の方を水道公社から引き継ぐんだというふうにやっておりましたが、先きから申し上げます様に資金関係の何からしまして、結局水道公社との、この引き継ぎ関係が64年の1月にのびたために、これだけの釐というふうになつておりますが、この方は第3回の追加更正をやるに当りまして、資

本収入として繰越金の方が8,400ドル40セントでございますので、この時点において1項1目の方も減ということをはつきりしますので、こつちの方に減として追加更正してある訳でございます。

- 5 番～そうしましたら、この高良住宅の移管もまだ正式に移管されていないからというのが理由でありますね。現在その維持管理はどこが当つていますか。
- 助 役～現在においては高良住宅関係も全部水道公社から市の方が引継いでおります。
- 5 番～維持管理はこつちがやっている訳ですね。そすとの減は何月から何月までの見積額ですか。
- 助 役～結局63年の10月予定のものが、64年の1月になつたためということです。
- 5 番～そすると、これは3ヶ月分のあれですか。
- 4 番～才出の2款1項2目の原材料費の6,000ドルについては、量水器購入1,000個分となつておりますが、これはどこにそえ付けるための量水器であるのか、それについて御説明願います。
- 助 役～お答えします。この方はどこにという何じやなくて、各地域における需要増加の何を見越してやつておる訳でございますが、他の資材については、沖縄の方で需要に応じて発注の方は出来ますですが、この方はどうしても日本の方に発注しなければいけない関係からしまして、これだけの予備として持つておかなければ今後の需要増加には与えきれないという何で結局はどこという何じやなくしてそえ置き、地域に対するこれからの増加としての予備資材というふうに購入したいと思ひます。
- 5 番～才出の2款1項2目であります200ドルのすずらん通りアスファルト舗装工事による修繕というのは、これは水道管を傷つけたんですか
- 助 役～お答えします。この方は上の方に900ドルという修繕費がございまして、この方は当初の計画でございまして、この900ドルの方は、本管工事の900ドルでございます。この方はサックスに行く通りから役所の前から行く通りまでの上つた所でございまして、あの方がアスファルト工事によつて土面の方が約30センチ下りますので結局これに応じての建設工事としての費用が見積られておりませんので、結局水道工事として30センチ下つたのに応じて、又これは下げなければいけないという何で、これは本管工事として900ドルそれから下の方は200ドルとなつておりますが、この方は結局本管

本収入として繰越金の方が8,400ドル40セントでございますので、この時点において1項1目の方も減ということをはつきりしますので、こつちの方に減として追加更正してある訳でございます。

5 番～そうしましたら、この高良住宅の移管もまだ正式に移管されていないからというのが理由でありますね。現在その維持管理はどこが当たっていますか。

助 役～現在においては高良住宅関係も全部水道公社から市の方が引継いでおります。

5 番～維持管理はこつちがやっている訳ですね。そすこの減は何月から何月までの見積額ですか。

助 役～結局63年の10月予定のところが、64年の1月になったためということですね。

5 番～そすると、これは3ヶ月分のあれですか。

4 番～才出の2款1項2目の原材料費の6,000ドルについては、量水器購入1,000個分となっておりますが、これはどこにそえ付けるための量水器であるのか、それについて御説明願います。

助 役～お答えします。この方はどこにという何じやなくて、各地域における需要増加の何を見越してやつておる訳でございますが、他の資材については、沖縄の方で需要に応じて発注の方は出来ますですが、この方はどうしても日本の方に発注しなければいけない関係からしまして、これだけの予備として持つておかなければ今後の需要増加には与えきれないという何で結局はどこという何じやなくしてそえ置き、地域に対するこれからの増加としての予備資材というふうに購入したいと思えます。

5 番～才出の2款1項2目であります200ドルのすずらん通りアスファルトは装工事による修善というのは、これは水道管を傷つけたんですか

助 役～お答えします。この方は上の方に900ドルという修善費がございまして、この方は当初の計画でございまして、この900ドルの方は、本管工事の900ドルでございます。この方はサックスに行く通りから役所の前から行く通りまでの上つた所でございまして、あの方がアスファルト工事によつて土面の方が約30センチ下りますので結局これに応じての建設工事としての費用が見積られておりませんので、結局水道工事として30センチ下つたのに応じて、又これは下げなければいけないという何で、これは本管工事として900ドルそれから下の方は200ドルとなっておりますが、この方は結局本管

切りますので、その修理するまでの臨時的給水にまにあわすための給水工事、各家への引込みの工事の何を計上してある訳でございませう。

5 番～それは修繕費にするものが妥当ですがね、そういう内容でありますならば。

助 役～この方は全部この市直営でやっておりますので、修繕費に含んでおります。

3 番～この給水収益の減の場合に高良住宅が3ヶ月延期したために1,311ドルという様な減収になっておりますが、その給水費がそうだった場合には、原価が月当り166ドルに対して、売るのが437ドルということになる訳ですが、その額が月271という純益を上げている結果になっておるんですが、実際そういう計算上はそうなるが、実際そうであるかですね。この予算に盛られているのが、3ヶ月分にして1,311ドルの給水収益に対して、受水費が498ドルということになっておりますが、1ヶ月当りから給水の方が437ドル、それから受水購入費が166ドルということになって、その差額が純益が271ドルというのが、高良住宅地のその部分からそういう利益が、あがるんだがそういう計算になるのかどうか。

助 役～この差額の方は決算の方で表われております通りに、宜野湾においては調定前の計画は結局は受水費の約2.1倍というふうなかつこうになっておりました、これからしますと3倍以上というふうなかつこうになっておりますが、受けの方でも減はこれは高良住宅の減として何しておりますが、この支出の方の受水費の減については結局は、その他に当初予算において水盛られた分と、それから高良住宅の減について水盛られた分のかみ合せになっておりますので、これだけ減というふうにしてある訳でございませう。高良住宅の方においてはですね、まだへらさなければいけないんだが、他の方の水盛において課税されておりますので、これだけへらしてあるという事です。

3 番～最と利益があがるということですか。

助 役～利益は先に申し上げたように、受水費に対して調定額は約2.1倍というふうなかつこうになっている訳でございませう。

議 長～暫休いたします。(午後4時30分)

議 長～再開いたします。(午後4時40分)

助 役～お答えします。この方は結局は市町村の予算というものは、1ヶ年

切りますので、その修理するまでの臨時的の給水にまにあわすための給水工事、各家でいへの引つ込みの工事の何を計上してある訳でございます。

5 番～それは修繕費にするものが妥当ですがね、そういう内容でありますならば。

助 役～この方は全部この市直営でやっておりますので、修繕費に含んでおります。

3 番～この給水収益の減の場合に高良住宅が3ヶ月延期したために1,311ドルという様な減収になっておりますが、その給水費がそうなった場合には、原価が月当り166ドルに対して、売るのが437ドルということになる訳ですが、その額が月271という純益を上げている結果になっておるんですが、実際そういう計算上はそうなるが、実際そうであるかですね。この予算に盛られているのが、3ヶ月分にして1,311ドルの給水収益に対して、受水費が498ドルということになっておりますが、1ヶ月当りから給水の方が437ドル、それから受水購入費が166ドルということになって、その差額が純益が271ドルというのが、高良住宅地のその部分からそういう利益が、あがるんだがそういう計算になるのかどうか。

助 役～この差額の方は決算の方で表わしております通りに、直野湾においては調定前の計画は結局は受水費の約2.1倍というふうなかつこうになっておまして、これからしますと3倍以上というふうなかつこうになっておりますが、受けの方でも減はこれは高良住宅の減として何しておりますが、この支出の方の受水費の減については結局は、その他に当初予算において水盛られた分と、それから高良住宅の減について水盛られた分のかみ合せになっておりますので、これだけ減というふうにしてある訳でございます。高良住宅の方においてはですね、まだへらさなければいけないんだが、他の方の水盛において課税されておりますので、これだけへらしてあるという事です。

3 番～最と利益があがるということですか。

助 役～利益は先に申し上げたように、受水費に対して調定額は約2.1倍というふうなかつこうになっている訳でございます。

議 長～暫休いたします。(午後4時30分)

議 長～再開いたします。(午後4時40分)

助 役～お答えします。この方は結局は市町村の予算というものは、1ヶ年

の才計でもつて1ヶ月の何をまかなうという様なかつころになつて
おりますので、先の63年度の決算の方でも指摘がありました様に
何故不用額を出したかという点でございしますが、結局は1ヶ月の収
入を見積つて、そして1ヶ月の収支出を見積つたのが予算でござ
いますので、当初予算において繰越金を計上するというのは、これ
は予算の原則から反するんじゃないかというふうな解しやくをして
おります。結局は当初予算においては無いものとして費目存置とい
うふうな予算減収になつてゐる訳です。

議 長～大体質疑もつきたようであります、質疑を打切ること御異議ご
さいませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案にたいする質疑を打切ること
にいたします。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がありますが、討論を省略することに御異議ご
さいませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することに
決定いたします。

議 長～議案第5号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更
正予算についてを表決に付します。
原案に御異ごさいませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、議案第5号、1964年度宜野湾市上水
道特別会計才入才出追加更正予算については原案通り可決決定いた
します。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時42分)

議 長～再開いたします。(午後4時43分)

議 長～次は継続審議になつておりました決議案第2号、議会議員の本土研
修派遣についてを議題とします。

の才計でもつて1ヶ年の何をまかなうという様なかつこうになつて
おりますので。先の63年度の決算の方でも指摘がありました様に
何故不要額を出したかという点でございますが、結局は1ヶ年の取
入を見積つて、そして1ヶ年の収支を見積つたのが予算でござ
いますので、当初予算において繰越金を計上するというのは、これ
は予算の原則から反するんじゃないかというふうな解しやくをして
おります。結局は当初予算においては無いものとして費目存置とい
うふうな予算減収になつている訳です。

議 長～大体質疑もつきたようであります。質疑を打切ることに御異議ご
ざいせんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案にたいする質疑を打切ることにいた
します。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がありますが、討論を省略することに御異議ございま
せんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することに決定
いたします。

議 長～議案第5号、1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更
予算についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、議案第5号、1964年度宜野湾市上水
道特別会計才入才出追加更正予算については原案通り可決決定いた
します。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時42分)

議 長～再開いたします。(午後4時43分)

議 長～次は継続審議になつておりました決議案第2号、議会議員の本士研
修派遣についてを議題とします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時45分)

議 長～再開いたします。(午後4時47分)

議 長～本案につきましては質疑、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案にたいする質疑、討論を省略することにいたします。

議 長～では決議案第2号、議会議員の本土研修派遣についてを表決に付します。

原案通り派遣することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、決議案第2号、議会議員の本土派遣については原案通り派遣することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時50分)

議 長～再開いたします。(午後4時53分)

議 長～決議案第1号、講和発効前補償問題の早期解決方についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になっておりましたので引き続き質疑を願います。

4 番～質疑、討論省略の動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶ)

議 長～只今4番議員より質疑、討論省略の動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。お諮りいたします。質疑、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑、討論を省略することに決定いたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時45分)

議 長～再開いたします。(午後4時47分)

議 長～本案につきましては質疑、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案にたいする質疑、討論を省略することにいたします。

議 長～では決議案第2号、議会議員の本土研修派遣についてを表決に付します。
原案通り派遣することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、決議案第2号、議会議員の本土派遣については原案通り派遣することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時50分)

議 長～再開いたします。(午後4時53分)

議 長～決議案第1号、諍和発効前補償問題の早期解決方についてを議題といたします。本案は質疑の段階において継続審議になっておりましたので引続き質疑を願います。

4 番～質疑、討論省略の動議を提出いたします。

(賛成と呼ぶ)

議 長～只今4番議員より質疑、討論省略の動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。
お諮りいたします。質疑、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する質疑、討論を省略することに決定いたします。

議 長～決議案第1号、講和発効前補償問題の早期解決方についてを表決に
付します。
原案通り要請することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、決議案第1号、講和発効前補償問題の早
期解決方については原案通り可決決定いたします。
尚送付先については、アメリカ政府の大統領、国防長官、國務長官
(~~異議なしと呼ぶ~~)下院議長、上院議長、以上のとおり送付します

議 長～暫休憩いたします。(午後4時57分)

議 長～再開いたします。(午後5時)

議 長～只今定刻5時であります。時間延長をしたいと思いますが御異議ご
さいませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議 長～再開いたします。(午後5時14分)

議 長～本日の日程は全部終了いたしましたので、こぞをもつて本日の会議
を終ることにいたします。尚次回は30日の午前10時より会議を
開くことにいたします。

議 長～散会(5時15分)

議長～決議案第1号、講和発効前補償問題の早期解決方についてを表決に付します。
原案通り要請することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、決議案第1号、講和発効前補償問題の早期解決方については原案通り可決決定いたします。
尚送付先については、アメリカ政府の大統領、国防長官、國務長官
(~~異議なしと呼ぶ~~) 下院議長、上院議長、以上のとおり送付します

議長～暫休憩いたします。(午後4時57分)

議長～再開いたします。(午後5時)

議長～只今定刻5時であります。時間延長をしたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後5時1分)

議長～再開いたします。(午後5時14分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、こぞをもつて本日の会議を終ることにいたします。尚次回は30日の午前10時より会議を開くことにいたします。

議長～散会(5時15分)